⑹ Contact point for tender documentation : Hidetomo Satou, Contract Division, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 9―15 Futsukamachi Aoba-ku, Sendai-shi, Miyagi-ken, 980―8602 Japan TEL 022―225―2171 ex. 2526

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年11月4日

独立行政法人水資源機構契約職

副理事長　中條　康朗

◎調達機関番号　563　◎所在地番号　11

1　工事概要

⑴ 品目分類番号　41

⑵ 工事名　武蔵水路下流部改築工事

⑶ 工事場所　埼玉県鴻巣市糠田地内他

⑷ 工事内容

施工延長　約2,500m

開水路本体工　１式

開水路工（２連鉄筋コンクリートフルーム）　約1,890m

堤外水路工　約450m

橋梁工（ボックスカルバート）　約82m（９橋）

サイホン耐震補強工　約110m（１箇所）

付帯施設工　１式

構造物撤去工　１式

機能回復工　１式

指定仮設工　１式

⑸ 工期　契約締結の翌日から1,800日間

⑹ その他

① 本工事は、入札時に価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

② 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける「契約後ＶＥ方式」の試行工事である。

③ 本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。

なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」（水資源機構ホームページの「入札・契約情報／お知らせ」に掲載）に基づき行うものとする。

総価契約単価合意方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）にて行うものとする。

なお、協議開始から14日以内に「単価個別合意方式」による単価合意が成立しなかった場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。

④ 本工事は、調査基準価格を下回る額の入札があり、低入札価格調査を実施した後、調査基準価格を下回る額で入札した者と契約を締結した場合は「低入札工事における出来高部分払方式」を適用する試行工事である。

⑤ 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づく分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2　競争参加資格　次に掲げる条件を満たしている者であること。

⑴ 以下の各号に該当しない者であること。

① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

② 独立行政法人水資源機構（以下「当機構」という。）が発注した工事のうち、本入札公告の日から過去２年以内に元請けとして完成・引渡しが完了した工事の請負契約において、次のいずれかに該当したと認められる者

(A) 契約の履行に当たり、故意又は重大な過失により工事を粗雑にした者

(B) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(C) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(D) 監督又は検査の実施に当たり役員又は職員の職務の執行を妨げた者

(E) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(F) (A)から(E)までのいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

③ 「会社更生法」（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続きの開始若しくは、「民事再生法」（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始がなされ、一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていない者又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者

④ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）又は添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

⑤ 営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者

⑵ 当機構における一般競争（指名競争）参加資格業者のうち土木一式工事の認定を受けていること（会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていること。）。

⑶ 当機構における一般競争（指名競争）参加資格業者のうち土木一式工事の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,250点以上であること（上記の再審査に係る認定を受けた者にあたっては、再審査に係る認定の際に、客観点数が1,250点以上であること。）。

⑷ 平成８年４月１日から本工事における一般競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）及び一般競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日までに元請けとして完成・引渡しが完了した次の条件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20%以上の場合に限る。）。ただし、経常建設共同企業体（甲型）の場合は、構成員のいずれかが元請けとして以下の条件を満たす同種工事の施工実績を有していればよい。

・開水路（鉄筋コンクリート水路）工事で、水路内空断面積が10㎡以上かつ１方向に連続した施工延長が100m以上の施工実績

なお、当該実績のうち、当機構又は国の発注した工事にあっては、確認申請書及び確認資料の提出期限の日までに工事成績評定点が確認できるものとし、工事成績評定点が65点未満のものは施工実績として認めない。当機構又は国以外が発注した工事にあっては、検査に合格したことを証明する書類又は引き渡しが完了したことを証明する書類をもって施工実績として認める。

⑸ 次に掲げる基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を本工事に専任で配置できること。

① １級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

② 入札説明書に記載する条件を満たす経験を有する者であること。

③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④ 配置予定技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係があること。